



平成 24 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社プラネット
代表者名 代表取締役社長 玉生 弘昌
(JASDAQ・コード2391)
問合せ先 管理本部経営企画室長 滝山 重治
電話 03-5962-0811

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 10 月 25 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、経営体制の強化・充実を図るため、代表取締役会長を新たに選定する予定であります。これに伴い、株主総会、取締役会の招集権者および議長に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u> ② <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	第 3 章 株主総会 (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> <u>その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 <u>その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>

3. 日程

取締役会決議 平成24年 9月14日

株主総会開催日 平成24年10月25日

以 上